

横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 26 年 3 月 27 日（木）午後 2 時～午後 4 時
開催場所	関内新井ビル 11 階 A 会議室
出席者	委員 17 名（傍聴者 0 名）

議事 1 平成 25 年度国民健康保険事業費会計補正予算について	
事務局	<p>（資料に基づき説明）</p> <p>平成 25 年度国民健康保険事業費会計予算について、歳出・歳入で額が確定したものの補正を行い、またその財源を調整した。</p> <p>今回の補正の概要は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与改定に伴う人件費等の減 ・ 各種支出金及び歳入額の確定によるもの ・ 繰上充用金額の確定によるもの ・ 国費・県費等の歳入額の見込減によるもの <p>があげられる。</p> <p>補正予算額としては、当初予算から 24 億 8000 万円ほど減額を行った、3700 億円余りとなっている。</p>
議事 2 平成 26 年度国民健康保険事業費会計予算について	
事務局	<p>（資料に基づき説明）</p> <p>平成 26 年度の国民健康保険事業費会計予算は、3690 億円余りとなり、25 年度予算の 3701 億円からは約 10 億 9000 万円の減額となっている。</p> <p>26 年度の大きな特徴は、保険給付費が 3 億円程度減少していることがあげられる。今まで、保険給付費については年々増加の一途をたどっており、1 人あたり医療費も増加しているにも関わらず、加入者数の減が見込まれることから、総額ベースでは減少傾向となっている。</p> <p>また、消費税の増税に伴い、低所得者層の保険料負担を軽減するための国費・県費が投入されることにより、例年よりも国費・県費の歳入増が見込まれる。</p>
議事 3 横浜市国民健康保険条例の一部改正等について	
事務局	<p>（資料に基づき概要を説明）</p> <p>国の制度改正等に伴い、本市条例について 3 点の改正を行った。</p> <p>1 点目は、保険料賦課限度額の引き上げである。これは、中間所得者層の保険料負担緩和を図るため、保険料賦課限度額を引き上げる政令改正が行われたことを受けた改正であり、国民健康保険料のうち、支援分及び介護分についてそれぞれ 2 万円ずつ限度額を上げた。</p> <p>2 点目としては、保険料減免規定の整備を行った。これは、平成 25 年度の保険料算定方式の変更を行った後の分析により、平成 26 年度から当分の間、子どもがいる世帯の保険料の一部減免を行うことに伴うものである。</p> <p>3 点目は、保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業の規定である。この賦課調整は 25 年度までの時限措置であったが、今回政令にて 26 年度も引き続き実施するとされたことに伴い、条例も同様の改正を行った。</p>

事務局	<p>その他にも、国で国民健康保険の制度改正が行われた。</p> <p>まず、低所得者層の保険料負担の軽減が拡大された。世帯の所得が一定以下の場合、保険料の均等割額をさらに軽減する仕組みがあるが、消費税の増税に伴い、この基準額を広げたことにより、対象者の増加が見込まれる。</p> <p>次に、70歳以上の方の窓口負担についてである。これは、法律上は2割負担のものが、現状は1割負担で運用されていたが、26年度新たに70歳になる方から法律どおり2割負担とするものである。</p>
議事4 区保険年金課の徴収体制強化について	
事務局	<p>平成26年度から、実際に保険料徴収にあっている区保険年金課が滞納整理に専念できる体制を整備することとしている。</p> <p>概要として、地区担当員制度を廃止し、滞納整理事務嘱託員を創設することが挙げられる。今までは、保険料の納期が過ぎて督促を行っても払っていただけない方について、地区担当員という嘱託員が訪問徴収を行っていたが、昼間に訪問しても不在で会えないことも多く、時代に即していない状況であった。そのため、地区担当員の制度を廃止し、新たに滞納整理事務嘱託員を配置することで、職員と嘱託員とでチームを組んで、効率的に滞納整理を進めるよう体制を整備した。</p> <p>また、あわせて納付相談窓口の創設を予定している。今までは保険年金課の他の届出等を受け付ける窓口と一緒に保険料納付相談も受けていたが、今回納付相談窓口を設置することにより、待ち時間の解消や、滞納整理事務嘱託員が窓口対応を行うことに伴った、職員の滞納整理事務に専念できる体制の構築を見込んでいる。</p> <p>さらに、嘱託員と職員、そしてそれを指揮する係長という形のチーム体制での滞納整理業務の進め方を予定している。今まで職員が行っていた、差し押さえの前段階にあたる財産の調査等を嘱託員が行うことで、より効率的かつ効果的に滞納整理を実施していくことを目指している。</p>
青木委員	<p>新たな嘱託員制度の創設とはいっても、同様の種類の嘱託員が、増員になっただけではないのか。</p>
事務局	<p>従来の地区担当員と新たな滞納整理事務嘱託員は役割が異なる。地区担当員は、基本的に訪問して徴収してくる業務だが、滞納整理事務嘱託員は、内部業務として窓口での納付相談に対応したり、催告を行ったり財産調査等の差し押さえに向けた準備を行ったりする職員の事務の補助を行うことが業務となっている。</p>
森委員	<p>今回新たに増員される嘱託員の人件費は、26年度予算に反映されているのか。</p> <p>また、滞納整理を進めていくと、保険証をもらえない、いわゆる無保険の人が増えるのではないのか。</p>
事務局	<p>人件費については、26年度予算に計上されている。</p> <p>また、無保険ということではなく、1年以上の未納がある方については資格証明書というものを発行して、通常の保険証は返還してもらうよう法律に規定されている。この資格証明書は、未納がある方に対して、まずは区役所に来てもらうことを目的として発行している。今後新たな嘱託員制度の導入によって、より細やかな対応を行うことで、資格証明書の発行数等も減っていくことが予測される。</p>

議事5 その他の報告事項について

事務局

次回の運営協議会の開催日程については、25年度決算状況を議会へ報告後、11月ごろを予定している。